

第九十号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年六月江戸川区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に改める。
付則第六項及び第七項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定及び次項の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第四条第一項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった福祉訪問等業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例付則第六項に規定する業務に従事したことにより支給することとなった感染症接触手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(説明)

の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に 係 る 業 務 に 従 事 し た 場 合 に お け る 感 染 症 接 触 手 当
特 例 を 廃 止 す る ほ か 、 規 定 を 整 備 す る 必 要 が あ る の で 、 本 案 を 提 出 い た し ま す 。